平成２９年（フ）第１１０９号
福岡市早良区野芥７丁目17番19号
破産者　後藤　裕一
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１４０号
福岡県大野城市白木原３丁目７番11号　白木原アパート１号
破産者　濱口　和幸
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１８１号
福岡市西区姪の浜４丁目22番47―103号、前住所福岡市博多区東光寺町１丁目15番30号
破産者　ひまわり電気こと　鈴山　俊二
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１８２号
福岡市西区姪の浜４丁目22番47―103号、前住所福岡市博多区東光寺町１丁目15番30号
破産者　鈴山　幸子
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１９８号
福岡市西区富士見３丁目19番21―201号
破産者　井上　幸春
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３７７号
福岡市南区井尻５丁目10番17―５号
破産者　山口　雅明
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９０５号
福岡市博多区金の隈１丁目16番45―１号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区金の隈１丁目12番２号
破産者　林　　泰弘
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１５６号
福岡県糸島市南風台３丁目13番１号　101
破産者　梅田　裕也
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６９５号
北海道石狩市花川南６条１丁目11番地11　ハウスオブ花川101号
破産者　菅原　　保
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６号
青森県五所川原市大字小曲字沼田35番地39　リブハイム１―３号、旧住所青森県つがる市木造菊川鏡山114番地５
破産者　其田　敬彦
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
仙台市青葉区中山６丁目11番34号　ハイツ白萩101
破産者　新本　正則
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５４２号
仙台市宮城野区福室６丁目19番４―103号
破産者　片桐　隆之
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３９号
富山県南砺市福光551番地１、前住所富山県南砺市小坂245番地
破産者　クボホームこと　久保　忠夫
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第４０号
富山県南砺市福光551番地１、前住所富山県南砺市小坂245番地
破産者　久保久美子
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第３０９号
名古屋市中川区豊成町１番５―1320号　豊成団地、開始決定時の住所愛知県稲沢市高御堂10丁目２番２―804号
破産者　中村　　大
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２２６２号
大阪府高槻市奈佐原２丁目８番１―402号
破産者　畑　　英司
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２４号
堺市堺区出島町２丁７番44―103号
破産者　播广千代子
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３４１号
和歌山市有家174番地１　ガーデンビレッジⅠ―106
破産者　長尾　和哉
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６７号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺117番地の２
破産者　川崎　和幸
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係